

令和6年12月2日以降の 健康保険証の取扱いについて

・ 現在お持ちの健康保険証は令和7年12月1日まで利用できます。ただし国民健康保険や後期高齢者医療制度のように、12月までに有効期限が設定されている健康保険証はその日以降利用できません。

・ **マイナンバーカードを保険証として利用する場合は登録が必要です。**各受付に設置しているカードリーダーで登録できますが、出来る限りマイナポータル等で事前に登録をお願いします。マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号が必要となる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

・ マイナンバーカードを取得していない方には**資格確認書**が発行されますので、健康保険証の代わりに提示してください。資格確認書は現在お持ちの健康保険証の有効期間中に随時発行されます。発行状況等については当院ではお答えできませんので、加入されている保険者までお尋ねください。

・ 公費受給者証や**当院診察券**は今まで通りご持参ください。